

バランスシート作成方法

1 バランスシート作成に当たっての基本的考え方

このバランスシートは、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書（平成12年3月公表（自治省）平成13年3月公表（総務省）」に従って作成しています。

2 作成手法

（1）作成に用いた基礎データ

バランスシート作成に当たっては、北秋田市、鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町、鷹巣阿仁広域市町村圏組合及び公立合川高等学校組合が作成した昭和44年度～平成18年度の「地方財政状況調査表」（決算統計）を主な基礎データとして使用しています。

（2）対象会計範囲

このバランスシートは、普通会計（北秋田市一般会計等）を対象としています。

（3）対象年度等

このバランスシートの対象年度は、平成18年度で、平成19年3月31日を作成基準日としています。

なお、出納整理期間（平成19年4月1日～平成19年5月31日）における出納については、作成基準日までに終えたものとして取り扱っています。

（4）資産・負債の配列表示方法

資産・負債の項目は、固定、流動の順に配列（固定的配列法）しています。

固定、流動の区分は、原則として、一年基準を採用しています。

（一年以内に現金化される資産を流動資産、現金化されない資産を固定資産とします。また、一年以内に返済される負債を流動負債、返済されない負債を固定負債とします。）

（5）有形固定資産評価の方法

資産評価の基準は、取得原価主義によることとし、昭和44年度以降の決算統計における普通建設事業費のデータをもって、有形固定資産の取得原価としています。

なお、国県からの補助金を受けて市が整備した有形固定資産については、バランスシートに計上していますが、市からの補助金等を受けて県や民間団体等（農協等）が整備した有形固定資産や寄附により取得したものについては、有形固定資産に計上していません。参考資料として添付している「普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況（平成18年度）」に市が交付した有形固定資産形成に係る補助金等の概要を掲示しています。

（6）減価償却

土地を除く有形固定資産については、次に掲げる耐用年数を用いて、定額法による減価償却を行っています。その内訳は「有形固定資産明細表（平成18年度）」に掲示しています。

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総務費		(4) 砂防	50	(6) 港湾	50
(1) 庁舎等	50	(5) 漁港	50	(7) 都市計画	
(2) その他	25	(6) 農業農村整備	20	ア 街路	15
2 民生費		(7) 海岸保全	50	イ 都市下水路	20
(1) 保育所	30	(8) その他	25	ウ 区画整理	40
(2) その他	25	6 商工費	25	エ 公園	40
3 衛生費	25	7 土木費		オ その他	25
4 労働費	25	(1) 道路	15	8 消防費	
5 農林水産業費		(2) 橋りょう	60	(1) 庁舎	50
(1) 造林	25	(3) 河川	50	(2) その他	25
(2) 林道	15	(4) 砂防	50	9 教育費	50
(3) 治山	30	(5) 海岸保全	50	10 その他	25

なお、土地取得に関しては、「土地明細表（平成18年度）」にその内訳が記載されています。

（7）投資等

「投資及び出資金」、「貸付金」及び「基金」。

ただし、基金は用途が限定されたもの。

なお、「財政調整基金」及び「減債基金」は流動資産に区分しています。

(8) 流動資産

現金、預金、未収金。

「財政調整基金」及び「減債基金」は、1年以内に取り崩しが可能な流動性の高い基金とみなし、流動資産に区分しています。

(9) 固定負債

地方債は、1年以上先に支払いが発生するものだけを計上しています。

また、退職給与引当金は、普通会計に所属する全職員が、年度末に普通退職した場合に必要な退職手当額の試算額を計上しています。

(10) 流動負債

翌年度償還予定額は、地方債のうち、1年以内に支払いが発生するものを計上しています。

また、翌年度繰上充用金は、歳入が不足し歳出を賄えなかった場合に、翌年度の歳入を繰り上げて使用した額を計上しています。

(11) 正味資産

国庫支出金と都道府県支出金は、資産形成するために使った資金のうち、国県からの補助金等が充てられた金額。ただし、有形固定資産が減価償却していることから、同基準で減価償却を行ったあとの金額を計上しています。

また、一般財源等は、資産形成するために使った資金のうち、市税や地方交付税等の一般財源による金額を計上しています。